



シルバー人材で中小企業の知財支援組織を立ち上げる矢間伸次氏。中小企業の危機を訴える

生かせ! 知財ビジネス

中国をはじめ新興国で日本の中小企業の技術への注目が高まりつつある中、その技術に関する特許や営業秘密、ライセンス契約など知財に関するリスクが大きくなりつつある。このため知財の専門家ら有志が中小企業専門の新しい支援組織設立に立ち上がった。中心は60歳を超えたシルバー人材たちだ。

大阪大学産業研究協会（前・産業科学研究協会）の玉井誠一郎専務理事（大阪大学客員教授）ら学識経験者らと、東京で知財コンサルティングや教育などを行う日本アイアールの矢間伸次社長、弁理士グループら7人は、「特定非営利活動法人（NPO）知財経営推進協会」を早ければ2012年度上期中に設立する予定で、30日の設立準備会後に申請を進める。

低コストで十分な支援を行うため、今後、企業などをリタイアした技術者で、経営的視点を持ったシルバー人材を集めて独自研修を行い、派遣態勢を整える。

国内中小企業の金型、部品や素材などの技術は中国の改革開放政策の開始後から注目を集め、日本から技術指導などが活発に行われてきたが、近年は中国やインド、ベトナムなどの急速な工業化の進展で需要が拡大、再び注目を浴びている。加えて優れたオンリーワン技術や先端的な新技術は成長途上の海外企業には、まさに垂涎的。海外企業からライセンスや技術提携に関する契約のほか、現地進出に直接誘われるケースも増えている。

しかし、中小企業は大企業と違い、外国語を使った国際交渉や知財契約のための人材も知識も少なく、十分な契約が締結できないばかりか、大切な営業秘密を管理する態勢すら持っていない場合がほとんどだ。海外で製造・販売するため特許の海外出願も増えているが、明細書の内容や翻訳の不備に気がつかない上に知財意識が薄弱で、権利を侵害されても権利行使や訴訟ができず、海外進出が失敗に終わる例は数知れない。

専門家に依頼を、と思う所だが、年に数百万円レベルの顧問料を支払う意識や財力のある中小企業は少ない。「日本の中小企業は非常に危ない。産業全体の問題でもある。何か支援できないかと有志が集まった。われわれもシルバー肩だが、少しでも危機に貢献できれば」と発起人の1人である矢間社長は熱く語った。

（知財情報&戦略システム 中岡浩）

シルバーの力活用し、中小企業を支援

知財経営推進企業協会

中小の知財経営支援

専門家とマッチング

知財経営推進企業協会（IPMA、東京都新宿区、矢間伸次理事長、03・5925・8871）は、知的財産の課題を解決する専門家「知財エキスパート」と、中小企業をマッチングするサービスに乗り出す。2012年1月から中小企業からの相談への対応を始める。相談内容に応じた分野の専門知識を持つ知財エキスパートを紹介し、知財経営を後押しする。年間に30社のマッチングを計画している。

IPMAが認定する知財エキスパートが中小企業の埋もれた発明を発掘し、世界的に認められる「特許明細書」作りにつながる「発明仕様書（届け書）」として記述できるように指導し、弁理士に橋渡しする。

また弁理士が作成した特許明細書が、中小企業

が作成した発明仕様書を反映し、特許として保護したい権利が主張できているかをチェックする。さらに特許出願の目的に合った知財戦略を策定するなど、知財に関して総合的にバックアップする。

現在、知財エキスパートは5人程度で、今後、

務となっている。だが、中小企業には知財専門家のネットワークがない。また中小企業を対象とする知財専門家が少ないの

が現状。そこで中小企業に適する知財エキスパートをマッチングする。矢間理事長は「知財専門家の多くは大企業で設計を担当してきた者が多く、知財経営の視点が欠けている。中小企業は強い特許を作り、特許を武器にして海外で勝負していかねばならない。中小企業の目線にたてる専門家が求めらる」と話している。

2011年(平成23年)12月23日 金曜日
日刊工業新聞

生かせ! 知財ビジネス

競争力強化にはタプーへ挑む勇気が必要だ。2011年設立の知財支援機関「知財経営推進企業協会」(I P M A、東京都新宿区)の矢間伸次理事長に、喫緊の課題を聞いた。(知財情報&戦略システム 中岡浩)

◇

財産についてのとらえ方は、日本人は「貯めるもの」だが、欧米人は「運用資産」だ。知的財産も同じ。日本人は特許を自社製品のために後生大事にするが、欧米人は何年か先には他社へのライセンスや譲渡により、もうけることをもくろむ。故に特許明細書の文書を重視し、さまざまな産業分野で活用可能な技術特許であることを誰にでも分かるように、明確で厳密、構造的に記述することに傾注する。特許価値を究極まで高める努力だ。

対して日本の特許明細書は「てにをは」でつながれた長文で主述の係り受けも不明な文章が多い。当然、翻訳者にも意味が分からないため海外出願の際に翻訳された英文や中国文には日本語で意図したクレーム(特許請求の範囲)が表現されないケースが多発する。結果、その特許のライセンス先や譲渡先は海外では見つからず、海外だけでなく日本でも特許訴訟には勝てないだろう。

日本企業が欧米や中国に出願した特許明細書の多くがこのような状態にあることを実は知財の専門家は知っているが、その問題点を公に指摘することをタプー視してきた。特許明細書を作成した知財部門担当者や弁理士、審査した特許庁審査官、外国語にした翻訳者ら、関係者たちを今ごろ非難しても意味はない。

重要なのは日本で今後作成する特許明細書を欧米並みの明確かつ厳密で構造的な文章に転換し、正確な翻訳を実現し、海外でも意図したクレームを確実に得られるようにすること。特許庁や産業界は今すぐ「日本特許村様式」を改め、標準的な共通記述方式を作り、ルール化し、普及させ、意味不明な特許明細書を根絶することだ。

現代では世界中が知財立国、プロパテント(特許重視)政策を志向している。その競争に参加するには欧米水準の特許明細書が必須となる。日本式ではだめ。例えば日本の大発明、人工多能性幹細胞(i P S細胞)技術の特許明細書が従来の日本の記述スタンスで作られているなら、莫大な投資は水泡に帰するかも……。喫緊の課題である。(談)

第3の矢の課題②

特許明細書記述方式の欧米基準化急務